

平成30年度海事税制に関する海事振興連盟決議

四方を海に囲まれている我が国において、海事産業は国民生活と我が国経済を支える上で極めて大きな役割を担っている。すなわち、海運・造船・港運・倉庫等海にかかわる産業は日本経済や国民生活を支える基盤であり、地域の経済、雇用にとってもなくてはならない存在である。また、東日本大震災や熊本地震においても、海事産業による災害支援・緊急輸送などを通じて、海事産業が極めて大きな役割を担っていることが認識されたところである。

国際船舶制度については、日本商船隊における国際船舶の増加を促進し、外航日本船舶の国際競争力強化を図ることで、我が国経済活動を支える安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の確立を図るため、国際船舶に係る登録免許税及び固定資産税を延長等すべきである。

船舶及び物流施設で使用される荷役機械の動力源の用途に供する軽油に係る軽油引取税の課税免除の特例措置については、中小零細企業が多く、厳しい経営環境に置かれている事業者にとって、課税による燃料費の負担増は経営に直接的かつ深刻な影響を与えることから、安定的な国内海上輸送の維持・確保、我が国港湾の国際競争力の向上、倉庫業及び鉄道利用運送事業の円滑な運営及び物流の確保等を図るため、軽油引取税の課税免除の特例措置を延長すべきである。

倉庫関連税制については、災害対応とともに、物流分野の労働力不足への対応を推進し、輸送の効率化に寄与する倉庫の整備が必要であるが、倉庫整備には多額の投資が必要であることから、災害に強く、輸送の効率化に資する物流施設に係る割増償却及び固定資産税等の課税標準の特例措置の延長は不可欠である。

このため、海事振興連盟一同の総意として、税務当局に対し、特に重点を置いている以下の項目の実現を求める。

◎重点要望項目

1. 国際船舶に係る特例措置の延長等（登録免許税・固定資産税）
2. 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長
3. 物流総合効率化法の認定計画に基づき取得した事業用資産（災害に強く、輸送の効率化に資する物流施設）に係る特例措置の延長（所得税・法人税・固定資産税・都市計画税）

以上

平成29年11月21日
海事振興連盟